

一般質問

6人の議員が一般質問

幕別町の
ここが聞きたい!!

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質 問 議 員	質 問 項 目
6	酒井はやみ 議員	① 子どもの人権尊重を基盤とした性教育を ② 学校のトイレに生理用品の設置を
7	野原 恵子 議員	① 新型コロナ禍による一斉休校の検証と子どもへの影響は ② 全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）の対応について
8	岡本眞利子 議員	① ヤングケアラー支援について ② 「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を
9	中橋 友子 議員	① 新型コロナウイルス感染防止の町内における現状と対策について
10	荒 貴賀 議員	① コロナ禍における保育所の役割 ② コロナによって我慢が続く子ども達、のびのびと過ごせる学童保育を
11	谷口 和弥 議員	① 自主防災組織の強化に向け、防災士などの有資格者の育成・組織化を ② 「新型コロナウイルス関連情報」の迅速な発信を

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



問 子どもたちが深刻な性暴力にさらされ、激しく尊厳が傷つけられている実態を踏まえ政府は、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分や、全国の学校で「生命の安全教育」を推進すること等を決めている。

子どもたちは、インターネットなど、メディアからのゆがんだ性情報にも日常的にさらされており、保護者からも、「メディアの情報をうのみにしないか心配」、「相手を傷つける恋愛にならないか」、「子どもたちに性のことをどう伝えればよいか」などの声が聞かれる。

世界では、ユネスコが示す「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を指針に、「性的同意」「性被害」「ジェンダー理解」などを含めた包括的性教育が進んでいる。

(1)「生命の安全教育」には、いつから取り組むか。

(2)子どもたちの性に関する知識について調査する考えは。

(3)包括的性教育に取り組む考えは。

問 子どもの人権尊重を基盤とした性教育を

答 男女差・個人差を正しく理解し、自分の心とからだを守る方法の指導を行う

教育長 小中学校における性教育

については、学習指導要領において、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等の中で関連付けて指導することとなっており、教育課程の中では、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間などを活用し取り組んでいる。

また、性犯罪、性暴力の根絶を求める中、国では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、「生命(いのち)の安全教育」を推進することとされたところである。

(1)児童生徒が生命の尊さ・素晴らしさ、自分や相手を尊重し大事にすることを地域の人材の協力、保護者の理解を得ながら推進し、発達段階に応じて身に付けられるよう取り組んできた。

「性教育」については、性に関する指導の全体計画・年間計画を策定し、生命誕生や心身の発育発達における男女差・個人差を正し

く理解し、自分の心とからだを守る方法などを目標として指導をしている。

性犯罪被害の防止については、小学校の体育や中学校の保健体育などの授業で触れているほか、専門的知識を有する警察官や、町の保健師、医師、助産師などを講師に招き講話を開催している。

今後は、国から示された発達段階に応じた「生命(いのち)の安全教育」の教材や啓発資料を活用するなど、学級活動や総合的な学習の時間を通して、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでいく。

(2)性に関する知識については、児童生徒の発達段階に応じて習得することが必要であり、指導に当たっては、指導計画を作成し、学校全体で共通理解を図り取り組んでいる。

それぞれの教科等において、児童生徒の性に関する習熟度を把握していることから、性に関する知

止すべきと考える。

教育長 学習指導要領に準拠した

全国学力・学習状況調査は、全国的な視点で各学校における学力の定着状況等を検証することで、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に資しており、各学校では学習状況の資料として、自校採点を通して学習状況の点検を行い、本調査の結果を学校改善プランや学力向上に向けた取組に活用してきたところで、学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の到達状況を把握する標準学力検査であるC R Tなどと合わせ、授業改善やカリキュラムマネジメントの推進に努めている。

また、令和元年度から、五つの学園による小中一貫教育を本格実施しているが、各学園では、全国学力・学習状況調査の自校採点の結果から、小学校と中学校の担当者で協働で、国語と算数・数学について学園ごとの学力傾向を分析し、弱点の克服や優れた点の伸長に向け、9年間を通した指導の焦点化などに取り組んでいる。

これらのことから、全国学力・学習状況調査は、小中一貫教育の推進においても必要なものであり、引き続き、効果的な活用を図りたいと考えている。

とが極めて重要であると考え、十勝管内教育委員会連絡協議会で統一して決定したところである。

今後においても、国のマニュアルに基づき、保健所と連携、協議の上、臨時休業の判断をしたいと考えていることから、本町独自の基準を設ける考えは持っていない。

(2)各学校においては、家庭訪問時に併せて子どもたちと面談したり、電話での連絡を通じて、心身の健康状態や生活状況等の把握に努めるとともに、分散登校時においては、児童生徒の健康状態等の様子を確認し、虐待の疑いがある事案がないことも確認している。

学校再開後も3密の回避など、生活や行動上の制限を伴うことから、さまざまな不安やストレスを抱える子どもたちが少なからずいるものと考え、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や、必要に応じて家庭訪問や個別相談を実施したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの

問 全国学力・学習状況調査(一斉学力テスト)の対応について

答 引き続き、効果的な活用を図りたい

教育長 一斉学力テストは、民間業者がテスト問題を作成し採点も業者が行っている。本来、テストは教員が教えた内容を子どもたちがどれだけ理解しているのかを計るものであり一律のものではない。創造豊かに、柔軟に物事を考えられる子どもの成長を促すためにも、町として学力テストを中

問 町はコロナ感染防止対策として2020年2月27日から5月31日まで約3か月小中学校の長期休校を実施した。成長期にある子どもたちの心身の健康低下や学習環境による格差、不安によるストレスなど各地の調査によると大変深刻である。町でも休校における子どもへの影響を把握し、子どもの権利から考えてどのように対策を講じて来たのか。今後短期間に選択を迫られる機会が起こる可能性があり、今回の判断を検証し基準を設ける必要がある。

(1)一斉休校の判断は、学校設置者が行うこととなっているが、どのような経過で判断したのか。その検証と基準を設ける考えは。

(2)子どもの心身のケアなどどのように行ったのか。

教育長 (1)一斉の臨時休業の判断に当たっては、道内において感染者が拡大し児童生徒や教育関係者への感染が確認されたことから、集団による感染の拡大を防止するこ

識についての調査を実施する考えはない。

(3)包括的性教育は多岐にわたるものであり、国がしっかりと方向性を示した上で進めるべきものと考えており、教育委員会といたしましては、引き続き、教科横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、人権やジェンダー観などを指導していく。

問 「生理の貧困」について

答 児童生徒のサインを見逃さない対策をする



(1)保健室で生理用品を受け取れることは子どもたちには知らされているか。

(2)学校のトイレに生理用品を設置する考えは。

教育長 (1)学校での無償提供は継続しており、現状では経済的な理由による利用実態は見受けられなく、緊急または忘失の理由により、各学校の保健室で養護教諭から提供している。

(2)トイレに常備した場合、児童生徒の経済的問題やネグレクト等による児童虐待を含むさまざまなサインを見逃す可能性もあることから、今後とも保健室での常備を継続したいと考えている。



議員 岡本眞利子 (政清会)

問

近年、中高生らが家族の世話や介護、家事などに追われる「ヤングケアラー」が問題になっている。ヤングケアラーとは本来大人が担う介護や家事、幼いきょうだいの世話を日常的に担っている18歳未満の子どもを指し、核家族化や家庭構成の変化が影響されていると推測される。そこで以下の点について伺う。

- (1) 本町におけるヤングケアラーの存在と認識については
- (2) ヤングケアラーについての教員の認識
- (3) 本町における実態調査の必要性は
- (4) 今後の支援策についての考えは

町長 (1) 幕別町要保護児童対策地域協議会を構成する主任児童委員、人権擁護委員、児童相談所および町担当部局に対して、実態を確認しているが、平成30年度から令和2年度まで、該当する事例はない。このほか介護に係る相談や民生委員、住民からの情報提供など介護者や困りごとなどの把握に

問 ヤングケアラー支援について

答 些細な兆候も見逃さず解決に向けた対応に努める

努めているがヤングケアラーの存在は確認されていない。
(2) 北海道教育庁からの通知を受け、教員にもヤングケアラーの概念や対応についての認識を持ち、児童生徒の生活状況の把握に努めており、ヤングケアラーに限らず、児童生徒の発するサインに留意し、健康課題や学習面、友人関係、家庭内の問題などに対応している。

(3) 自身がヤングケアラーであることを認識していない、ケアすることが自分の役割と思っている、家族の状況を知られることを望まないケースもあることから、子どもにとって身近な学校が注意深く観察し、子どもたちが発するSOSや変化を見逃さず、相談できる体制を整えることが、実態を把握し、課題を解決する近道と考えている。
(4) 本町におけるヤングケアラーの存在は確認されていないが、いつ発生しても不思議でないことから、過度な負担を抱える前に関係する部署が連携して当該保護者等との相談に当たっていく。

再質問 道教育委員会は、ヤングケアラー支援の必要性を各市町村教育委員会に連携している。教員のヤングケアラーに対する研修等を促しているが、本町では実施がなされているのか？

答 本町独自にヤングケアラーに特化した研修は考えていない。
教育長 道教委等からの通知があれば町教委から各学校に発出しており、それに基づいて教職員の認識が図られている。また、教職員研修センター等ではヤングケアラーのメニューもあり、教職員には参加していただくよう努めたい。

問 「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を

答 専用窓口はないがワンストップで対応している

問 少子高齢化に伴い年間死亡率は年々増加傾向にある。本町においても昨年一年間でおおよそ320人の方が亡くなっている。残されたご遺族の手続きが少

しでも負担が軽減されるよう「おくやみコーナー」設置をすべきと考える以下について伺う。
(1) 死亡に伴う手続きの種類
(2) 手続きの効率化についての取り組み
(3) 今後よりわかりやすい「おくやみのしおり」「ハンドブック」の作成の考えは

町長 (1) 役場で行う手続きには国民健康保険の被保険者証の返還や葬祭費の支給申請、固定資産税等の納税義務者の変更や名義変更等、多い場合場合で十数件の手続きが必要となる。
(2) 住民生活課、総合支所や支所の窓口で、死亡に関する各種手続きは既にワンストップで対応しており、おくやみコーナーとしての専用窓口は設置していないが、役場で行う手続きに関しては、円滑に手続が完了するようにご遺族の負担の軽減に取り組んでいる。

(3) 本町では、一般的に必要と思われる23項目の手続に関するチェックリストを作成している。今後、他市町村の事例なども参考に、掲載すべき内容や手続の項目等を精査し、現時点ではチェックリストや封筒等を、色などの表記の仕方を工夫し、利用者がわかりやすいようサービスの向上に努めたい。



議員 中橋 友子 (副議長)

問

5月の十勝の感染者は426人と急増し、町内の保育所ではクラスターが発生した。町民は緊張と不安の下で過ごしている。変異株も生まれ、今後長期にわたる対策が求められる。(1) 感染防止には徹底した検査が有効であることが先進自治体の取り組みで示されている。特に感染リスクが高い医療・介護・保育・教職員等に積極的な検査を町で実施すべき。

(2) 「町内での感染の実態がわからない」「医療崩壊で自宅で命を落とす例も。十勝は大丈夫なのか」と少ない情報に不安の声が広がっている。北海道に医療情報の公表を求めるべきである。

(3) 保育所のクラスターの発生時、本来保健所が行う業務を町職員が依頼を受け行ったがその内容は。十勝には保健所が1ヶ所と全道一少ない。増設を求めるべき。
(4) 希望者全員にもれなくワクチン接種の手立てと、保育所、幼稚園、学童保育所、小中学校、在宅介護

問 新型コロナウイルス感染防止の現状と対策は

答 ワクチン接種による発症予防が効果的と考え、準備を進める

等町内の勤務者に優先接種を。
(5) 町内事業者の経済的影響の現状と新たな対策を。

町長 (1) PCR検査は、検査時点での感染状況を調べるもので、施設内のクラスター発生等を防止するためには、継続して検査を実施することが必要であり、費用の負担や検査機関の確保は大変困難である。

町としては、感染確認のPCR検査によるものではなく、ワクチン接種による発症予防が効果的であることから、65歳未満の基礎疾患を有する方のワクチン接種と並行して、保育所、幼稚園、学童保育所、小・中学校、在宅介護サービス事業所などの職員に対する接種を優先的に進めるべく、準備をしている。

(2) 入院調整は、北海道が全道規模で行っていることから、「現時点における北海道の状況」として、日々の病床のひっ迫状況について病床の全体数と重症用病床数を公

表しているところであり、振興局別や医療圏別の公表については、意義をなさないものと考えてる。

(3) 令和2年6月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、今後の保健所等における業務量の目安や業務内容、保健所の即応体制の整備の考え方などについて指針を取りまとめ、都道府県に対して即応体制整備に向けた、計画の策定を促したところである。

北海道では7月に即応体制の整備について、必要な人員の確保、育成や相談対応業務、検体搬送業務、健康観察業務などの外部委託、ICTツールの活用等により体制強化を図るとしておりますが、本町としても、更なる保健所の機能強化、体制整備について、十勝圏活性化推進期成会を通じて、昨年から継続して要望しているところである。

(4) 7月5日から基礎疾患を有する方のうち、60歳から64歳の方の予約受付を開始。この後、順次年齢を区切りながら予約を受け付け、

7月の第3週から基礎疾患を有する65歳未満の接種を開始する予定であり、それに併せ、町内でクラスター発生のリスクが比較的高い保育所、幼稚園、学童保育所、小・中学校、在宅介護サービス事業所などの職員についても、優先的に接種を行うこととしている。

また、十勝管内の市町村では、既に65歳以上の高齢者への接種を終え、職場単位など、65歳未満への接種を開始したところもあるが、本町でも職場所在地の市町村で優先的に接種できる方には、随時接種券の発行を行っている。

国は11月末までに全ての希望者への接種を完了するよう新たな方針を示したところであり、町としては、1日でも早く接種が完了するよう取り組んでいく。

(5) 新たな支援策については、今月9日から11日にかけて町内の27事業者と3金融機関から現時点の状況と今後の見込みについて聞いたところ、昨年実施した、借り入れたセーフティネット資金の利子を全額補給する「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」が有効に機能しており、当面はさほど心配せずに事業を継続することができるとの回答であり、現時点では新たな支援等を講じる予定はない。



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



全国的に保育業界は慢性的な人材不足である。さらにコロナで業務が増え、感染対策に神経をすり減らしながら子ども達と日々を過ごしている。全国的なアンケートを見ても半数がコロナで心身ともに疲れ果てている現状が見て取れ、続けられないと答えた保育士も多い。待機児童の解消を急ぐあまり、施設を最大限に利用したギリギリの施設と職員配置、保育が抱える構造的な問題が浮き彫りになっている。保育環境の改善を求め以下の点を伺う。

(1) 保育士配置基準の引き上げと、処遇改善。

(2) 短時間勤務保育士の規制緩和の考え方。

(3) コロナで休所した際の代替え施設の考えは。

(4) 保育所でコロナの感染が出た際、家庭への支援は。

町長 (1)認可保育所における保育士の配置基準については、厚生省令である「児童福祉施設の設備

問 コロナ禍における保育所の役割は

答 感染の予防に最大限配慮しながら、開所の時期を慎重に判断することが必要

および運営に関する基準」において定められている。

町内各認可保育所は、いずれも基準を上回る保育士を配置するとともに、支援の必要な園児の人数に応じて加算配置も行っていることから、現時点では、現状をさらに上回る配置は考えていない。

(2) 新子育て安心プランについては、各クラスに1名以上常勤の保育士の配置を求める規制を撤廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務保育士を充てても差し支えないとされた。しかし本町では、保育の質の確保と継続した保育の実施、子どもの心の安定等を保つ観点から、常勤の保育士の配置を基本と考えており、今後においても短時間勤務保育士のみのクラス配置は考えていない。

(3) 認可保育所における、施設基準を確保することが困難であることや安全な保育を行う設備、保育士の確保等多くの課題があることから、代替え施設を継続的または臨時的であっても現実に確保する

ことは大変難しいものと考ええる。

代替え施設の確保は困難であることから、休所した施設を消毒し、施設の一部を活用し、登所希望園児の人数を把握した上で、勤務可能な保育士による限定的な保育を行うことが現実的な対応であると考えている。

(4) 保育の代替施設の紹介や園児の健康状況の確認、家庭での生活の様子を聞き取りするほか、困りごとがないかの相談対応も合わせて行い、適切な窓口の紹介等を行うなどの支援が必要になるものと考えている。時間を要せず、一度に多数の保護者に連絡する手段の整備について検討していきたい。

再質問 北海道でも40の自治体で保育士に慰労金を出している。保育士に慰労金の支給を。

町長 給与制度が定められており、特殊勤務手当にも馴染まず、他の業務との公平性を考えると保育士だけへの支給は難しい。

問 自主防災組織の強化に向け、防災士などの有資格者の育成・組織化を

答 有資格者との意見交換など組織化に向けた働きかけを行い、協力体制を構築したい

町長 (1)本町の自主防災組織は、公区を単位として組織化されており、令和3年3月現在で113公区中49公区、世帯数の割合では67%となっている。

近年の自主防災組織の活動状況は、防災訓練の実施や出前講座を活用した研修会の開催、食料や水などの防災備蓄品の整備が主なものである。

(2)現在、防災マネージャーは、主に地域の防災力の底上げを担う業務に取り組みしており、令和2年度

には、感染症対

策を施した避難所設営訓練や災害対策本部設置訓練の企画運営、自主防災組織などで7回の出前講座を行ったほか、新たな自主防災組織の設立に向け、現在2つの公区と規約

の制定や組織体

道内の調査地点で30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率

自治体（総合振興局・振興局）	確 率	2018年からの増減幅
①根室（根室）	8.0%	2ポイント増
②釧路（釧路）	7.1%	2ポイント増
③浦河（日高）	6.9%	1ポイント減
④帯広（十勝）	2.3%	1ポイント増
⑤岩見沢（空知）	1.2%	2ポイント増
⑥室蘭（胆振）	9.1%	0.6ポイント増
⑦倶知安（後志）	6.4%	1.3ポイント増
⑧網走（ホク）	4.1%	0.4ポイント増
⑨留萌（留萌）	2.4%	0.6ポイント増
⑩札幌（石狩）	2.2%	0.6ポイント増
⑪稚内（宗谷）	1.6%	0.5ポイント増
⑫函館（渡島）	1.5%	増減なし
⑬江差（檜山）	1.4%	0.3ポイント増
⑭旭川（上川）	0.76%	0.21ポイント増

問 コロナによって我慢が続く子ども達、のびのびと過ごせる学童保育を

答 併設するコミセンを活用しながら、運営したい

町長 コロナによって我慢が続く子ども達、限界にきている学童保育所の増築・建て替えの考えは。

町長 やまびこ学童保育所については、条例基準を満たしていないが、併設の札内北コミュニティセンター集会所を学童保育所に開放して利用している。近年の人口動態、小学校の児童数の推移や保育所の登所状況などから推計し、令和2年度をピークとして、児童数が減少していくものと推計している。今後も併設するコミュニティセンターを活用しながら、運営したいと考えている。

再質問 全国的に学童保育所に預けたい保護者は増えている。幕別町も例外ではない。大規模化する札内地域の学童保育所をどうするか。

町長 学童保育児童数が増えているのは想定外であり、新たに施設を建てるのではなく、使える施設を利用していきいたいと考え、検討課題とさせていただく。



谷口 和弥 議員
(拓政会)

問 政府の地震調査委員会は今年3月末、「全国地震動予測地図2020年版」を公表した。それによると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、十勝地方（帯広市）においては23%とされている。

幕別町は昨年7月、「防災のしおり」などを更新し全戸に配布した。「町民の防災に対する意識を高め、自主防災組織の強化を進めていくことは町の重要な課題である」と考える。ついては以下の点について伺う。

(1) 自主防災組織の設立状況と近年の自主防災組織の活動状況は。

(2) 昨年度採用した防災マネージャーの活動状況と今後の活動予定は。

(3) 防災士、北海道地域防災マスターといった有資格者の育成、組織化は。

(4) 戸別無線機の普及状況は。また、防災行政無線を使用した防災訓練の計画は。

問 「新型コロナウイルス関連情報」の迅速な発信を

答 主にホームページで行い、SNSも効果的に活用する

町長 今年5月16日から同月31日を期限として北海道に発令された「緊急事態宣言」は、その後6月20日まで延長された。幕別町において昨年に続く今回の「緊急事態宣言」に関わる情報を、町民に対して迅速に発信するためにどのように取り組んだか伺う。

町長 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、決定事項について、即時性を損なうことのないよう迅速に情報発信を行っている。情報発信については、主にホームページで行っているが、スマートフォン等の普及に伴い、情報伝達における即時性、届いた情報をリツイート、シェア等により、受け手である町民自ら情報を広めることが可能なSNSも効果的に活用している。